

壬生町立壬生北小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念～いじめのない学校づくりに向けて～

全ての教職員が、「いじめは絶対許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- イ 児童生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- ウ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- イ 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- エ 日ごろから児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- オ 日ごろからの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 力 児童生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童生徒や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- イ いじめられている児童生徒を徹底的に守り通す。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- エ いじめる児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるように努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

(1) 児童情報交換会（未然防止・早期発見のための委員会）

＜定期開催・毎月の職員会議後＞

児童指導全体の中でいじめをとらえ、情報の交換と共有、未然防止と早期発見のための取組の検討を目的とする。

ア 委員

全教職員

イ 実施する取組

○未然防止対策

- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針の検討

○早期発見対策

- ・ 学校生活に関するアンケートの実施
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応のための委員会）＜随時開催＞

事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、各学年担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、（スクールカウンセラー）、その他関係の深い教職員

イ 実施する取組

○事実関係の把握

- ・ 関係のある児童からの事実関係の聞き取り
（場合によってはアンケートの実施）
- ・ 事実関係の共有と、壬生町教育委員会への報告

○支援・指導方針と体制の決定

- ・ 被害者に対して
- ・ 加害者に対して
- ・ 観衆、傍観者に対して
- ・ 保護者に対して

(3) 「いじめ対策会議」（重大事案発生時）

- ・ 重大事案発生時に臨時的に設置される。解決までの中核的役割を担う。
- ・ 構成メンバーは、「いじめ対策委員会」に加えて、対応する内容に応じて、警察OB、児童相談所所員等の関係機関

3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止

ア 人権教育の充実

- ・ いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させる。
- ・ 教職員による児童に対しての不適切な発言や体罰等はいじめを助長するものであり、絶対に行わない。

イ 道徳教育を通じた豊かな人間性の育成

- ・ 命の大切さについての指導を行い、「いじめをしてはいけない」という認識を強くもたせる。
- ・ 全学年でピアサポートプログラムを計画的に実施し、他者との上手な関わり合い方や思いやりの心を育む。

ウ 教師による分かりやすい授業

- ・ 児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感が味わえるように努める。
- ・ 児童一人ひとりに自己存在感をもたせる場面等を意識的に計画し、自己有用感を高めるための学習活動を行う。
- ・ 「わかる」「楽しい」授業を展開することを心がけ、学習のみならず生活全般へのストレスを軽減できるよう努める。

エ インターネットを通じて行われるいじめ防止について

- ・ インターネットを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を行い、正しい知識を身につける。
- ・ 携帯電話やパソコンを活用し、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないことを、児童へ学級活動や集会の場で指導する。
- ・ 保護者に対して、保護者会や手紙を通じて、子どもが携帯電話やパソコンを使用する際の危険性について知らせ、家庭での管理について協力を依頼する。

オ 教職員のいじめに対する意識の高揚と指導力の向上について

- ・ 全教職員対象の児童指導に関する校内研修会の実施
- ・ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己検診の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめの基本認識を全職員で共通理解

- ・ 弱いものをいじめることは人間として決して許される行為ではない。
- ・ いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ・ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・ いじめは、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

イ 早期発見に向けた取り組み

- ・ 教師が児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、日ごろから児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築いていく。
- ・ 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図っていく。
- ・ いじめを認識した際には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を設ける。その際、学校の対応について説明し、その後の対応についても相談しながら進めていく。
- ・ 年に数回教育相談週間を設け、業間の時間を利用して個別で面接を行う。
- ・ 年に3回、定期的にいじめ実態調査のアンケートを実施する。質問項目には、身近な問題になりつつあるインターネットを通じたいじめについての解答欄を設ける。アンケートを実施するときには、周囲の児童から記入内容を見られないように、机を離し、回収は教師が行う。
- ・ 教員は、学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化に迅速な対応ができるよう心掛ける。また、必要に応じていつも相談に応じられるように心掛ける。

ウ いじめの相談や通報の指導について

- ・ いじめを受けたときは、「話す勇氣」をもって、信頼できる人に相談するように指導する。
- ・ いじめがあると思ったときは、「話す勇氣」をもって、信頼できる人に通報するように指導する。

(3) いじめを認知した場合の対応

ア 報告連絡体制について

- ・ いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は直ちに教頭、児童指導担当へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべていじめ対策委員会へ報告し、必要に応じて緊急対応会議（いじめ対策会議）を行い、情報を共有の上、対応する。
- ・ いじめが暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては壬生町教育委員会に相談の上、有識者への支援を求める。
- ・ 該当児童への保護者へも速やかに連絡を入れ、事後の対応についても適宜連絡を取り合う。

イ いじめ被害者への対応について

- ・ いかなる理由があってもいじめられた児童の味方になることを児童とその保護者へ伝える。その後、担任を中心に児童が話しやすい教職員が対応にあたり、不安な点を聴取し、解決策を検討する。
- ・ 必要に応じて養護教諭やカウンセラーとの面談を行えるよう準備し、被害者児童の心のケアに努める。
- ・ 組織的対応を心がけ、迅速かつ的確に対応するためにも、組織としての機動性を生かして対応する。

ウ 聴き取り調査と記録について

- ・ 事実関係と問題行動の背景の確認をするために被害者と加害者、周囲の児童から聴き取り調査を行う。
- ・ 聴取の際には、事前に聴取に当たる職員とその人数や聴取を行う場所等について、入念な計画を立てた上で実施する。(児童が一番話をしやすい環境のもと実施する。)
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

エ 被害児童のケア

- ・ いじめの事実が確認された場合、被害児童の立場に寄り添った支援を心がけ、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除くことを最優先させる。
- ・ 今後の生活で、加害児童との接触が困難な場合には、必要に応じて別室学習をさせる等の措置を取る。
- ・ 心のケアについては、被害児童にとって信頼できる人が連携し、スクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的支援を行う。

オ 加害児童への指導

- ・ いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、保護者に対して事実と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への助言を行う。
- ・ いじめに及んだ背景について理解し、心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、加害児童に対しても心のケアを行っていく。

カ 周囲の児童への指導

- ・ いじめを目撃して、はやしたり、見て見ぬふりをしたりする傍観者的存在をなくし、勇気をもって正しい行動を取ることこそ、正義であることを理解させる。
- ・ いじめは人間として決して許されるものではないという認識が全ての児童にいきわたるように、学校教育活動全体を通して伝えていく。

(4) 重大事態への対応

- ア 壬生町教育委員会への報告と、所轄警察署等への通報
- イ 壬生町教育委員会学校教育課指導主事等を加えたいじめ対策委員会による調査
- ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する事実説明(随時)
- エ 当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した全ての保護者を対象とした説明会の実施
- オ いじめ対策委員会を中心とした再発防止策の作成と実践

(5) 公表、点検、評価等について

- ア 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- イ 年度ごとにいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ウ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価し、学校評議員会を通して学校関係者評価をおおぐ。
- エ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直していく。